



法務省訟民第1号
平成31年1月4日

開示決定等の期限の延長について（通知）

添 田 孝 史 様

法務大臣 山 下 貴 司



平成30年12月19日受付第653号で請求のありました行政文書の開示請求については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟の、2018年12月14日に大阪高裁で開かれた口頭弁論（京都訴訟の第1回口頭弁論）で、国側が説明のためスクリーンに映したスライド資料と、読み上げ原稿
 - 2 延長後の期間
60日（開示決定期限 平成31年2月18日まで）
 - 3 延長の理由
開示請求のあった文書につき、開示又は不開示の判断に日数を要するため。
- * 担当課等 法務省訟務局民事訟務課 電話03-3580-4111 内線5928